

(19) 日本国特許庁(JP)

(12) 公表特許公報(A)

(11) 特許出願公表番号

特表2018-506208  
(P2018-506208A)

(43) 公表日 平成30年3月1日(2018.3.1)

(51) Int.Cl.	F I	テーマコード (参考)
<b>HO4L 9/32 (2006.01)</b>	HO4L 9/00 675A	5J104
<b>GO9C 1/00 (2006.01)</b>	GO9C 1/00 640E	5K067
<b>HO4W 4/48 (2018.01)</b>	HO4W 4/04 115	
<b>HO4W 8/00 (2009.01)</b>	HO4W 8/00 110	
<b>HO4W 84/10 (2009.01)</b>	HO4W 84/10 110	

審査請求 未請求 予備審査請求 未請求 (全 21 頁) 最終頁に続く

(21) 出願番号 特願2017-533861 (P2017-533861)  
 (86) (22) 出願日 平成27年12月22日 (2015.12.22)  
 (85) 翻訳文提出日 平成29年8月3日 (2017.8.3)  
 (86) 国際出願番号 PCT/FR2015/053717  
 (87) 国際公開番号 W02016/102887  
 (87) 国際公開日 平成28年6月30日 (2016.6.30)  
 (31) 優先権主張番号 1403002  
 (32) 優先日 平成26年12月23日 (2014.12.23)  
 (33) 優先権主張国 フランス (FR)

(71) 出願人 516000549  
 ヴァレオ、コンフォート、アンド、ドライ  
 ビング、アシスタンス  
 VALEO COMFORT AND D  
 RIVING ASSISTANCE  
 フランス国クレティユ、セデックス、リュ  
 、オーギュスト、ペレ、76-ゼッドイ、  
 ウーロパルク  
 (74) 代理人 100091982  
 弁理士 永井 浩之  
 (74) 代理人 100091487  
 弁理士 中村 行孝  
 (74) 代理人 100082991  
 弁理士 佐藤 泰和

最終頁に続く

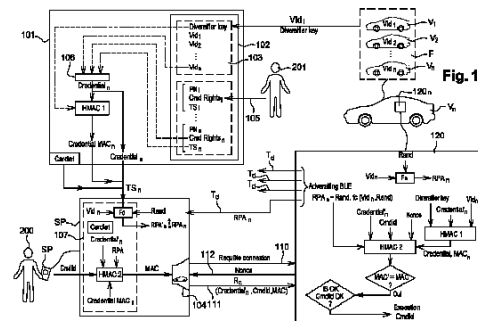
(54) 【発明の名称】 BLEプロトコルに従って作動可能であるモバイル装置と自動車間との間の自動認識のための方法

(57) 【要約】

本発明は、モバイル電子装置 (SP) と電子伝達モジュール (120) を有する自動車 (Vi) との間での自動認識のための方法であって、前記モバイル電子装置 (SP) と前記車両 (Vi) の電子モジュール (120) はBLEプロトコルに従って動作可能であり、前記モバイル電子装置 (SP) は「スキャン」モードにあるとともに前記車両 (Vi) は「公示」モードにあり、前記方法は、前記車両 (Vi) の前記電子モジュール (120) において、前記車両 (Vi) の識別データ要素 (RPAi) を取得するステップと、

前記車両 (Vi) の前記識別データ要素 (RPAi) を備える少なくとも1つのデータフレーム (Td) を、前記車両 (Vi) の前記電子モジュール (120) から前記モバイル電子装置 (SP) に発信するステップと、

「スキャン」モードに設定された前記モバイル電子装置 (SP) において、前記車両 (Vi) の前記識別データ要素 (RPAi) を含む前記少なくとも1つのデータフレーム (Td) を受信するステップと、前記モバイル電子装置 (SP) において、発信された前記識別デー



## 【特許請求の範囲】

## 【請求項 1】

モバイル電子装置 ( S P ) と電子伝達モジュール ( 1 2 0 ) を有する自動車両 ( V i ) との間の自動認識のための方法であって、前記モバイル電子装置 ( S P ) と前記車両 ( V i ) の電子モジュール ( 1 2 0 ) は B L E プロトコルに従って動作可能であり、前記モバイル電子装置 ( S P ) はスキャンモードにあるとともに前記車両 ( V i ) はアドバタイジングモードにあり、前記方法は、

前記車両 ( V i ) の前記電子モジュール ( 1 2 0 ) において、前記車両 ( V i ) の識別データ要素 ( R P A i ) を取得するステップと、

前記車両 ( V i ) の前記識別データ要素 ( R P A i ) を備える少なくとも 1 つのデータフレーム ( T d ) を、前記車両 ( V i ) の前記電子モジュール ( 1 2 0 ) から前記モバイル電子装置 ( S P ) に送信するステップと、

スキャンモードにある前記モバイル電子装置 ( S P ) において、前記車両 ( V i ) の前記識別データ要素 ( R P A i ) を含む前記少なくとも 1 つのデータフレーム ( T d ) を受信するステップと、

前記モバイル電子装置 ( S P ) において、発信された前記識別データ要素 ( R P A i ) が有効であることを検証し、次いで前記モバイル電子装置 ( S P ) から前記車両 ( V i ) の前記電子モジュール ( 1 2 0 ) に接続リクエスト ( 1 1 0 ) を送信するステップと、  
を備えることを特徴とする方法。

## 【請求項 2】

前記車両 ( V i ) の前記識別データ要素 ( R p a i ) は、式 :  $P R A i = M ( A S S O C ) R i$  ここで  $R i = F c ( V i d i, M, N )$ 、により表され、

この式において、

M と N は、それぞれ m ビットと n ビットである可変データ要素であり ( m 及び n は整数又はゼロ )、

F c は、暗号化関数であり、

V i d i は、前記車両 V i のシークレットコードであり、

A S S O C は、データを互いに関連付ける関数である、

ことを特徴とする請求項 1 に記載の自動認識方法。

## 【請求項 3】

m = n = 0 である、

ことを特徴とする請求項 2 に記載の自動認識方法。

## 【請求項 4】

m = 0、

n = 0 である、

ことを特徴とする請求項 2 に記載の自動認識方法。

## 【請求項 5】

m = 0、

n = 0 である、

ことを特徴とする請求項 2 に記載の自動認識方法。

## 【請求項 6】

m = 0、

n = 0 である、

ことを特徴とする請求項 2 に記載の自動認識方法。

## 【請求項 7】

前記モバイル電子装置 ( S P ) は、それ自体で、式 :  $R ' i = F c ( V i d i, M, N )$  に従って暗号化制御コード R ' i を演算する、

ことを特徴とする請求項 2 及び請求項 3 乃至 6 のいずれかに記載の自動認識方法。

## 【請求項 8】

前記モバイル電子装置 ( S P ) において発信された前記識別データ要素 ( R P A i ) が

有効であることを検証することからなるステップは、 $R_i$ と $R'_i$ との等価比較からなる、  
 ことを特徴とする請求項7に記載の自動認識方法。

【請求項9】

前記車両( $V_i$ )の前記電子モジュール(120)から前記モバイル電子装置(SP)に送信された前記データフレーム(Td)の一部又は全部が、前記車両の動作を実施するために前記モバイル電子装置(SP)が応答すべきチャレンジとして使用される、  
 ことを特徴とする請求項1乃至8のいずれかに記載の自動認識方法。

【請求項10】

前記車両( $V_i$ )の前記電子モジュール(120)から前記モバイル電子装置(SP)に送信された前記データフレーム(Td)の一部又は全部において、前記車両( $V_i$ )の前記識別データ要素(RPAi)は、前記データ(M、N)に基づいて、ある発信から次の発信へと変化し得る又は変化し得ない、  
 ことを特徴とする請求項2乃至8のいずれかを引用する請求項9に記載の自動認識方法。

10

【発明の詳細な説明】

【技術分野】

【0001】

本発明は、電子モバイル通信装置と自動車の電子モジュールとの間の自動認識のための方法に係る。モバイル通信装置及び自動車の電子モジュールは、ブルートゥーススマート又はブルートゥース・ロー・エネルギー(Bluetooth Low Energy / BLE)プロトコルにより信号を交換することが可能である。本発明の技術分野は、機械的鍵の使用以外の方法により自動車にアクセスするものである。

20

【0002】

本明細書の文脈において、「電子モバイル通信装置」とは、(例えばGSM又はブルートゥース方式の)少なくとも1つの遠隔通信ネットワークを介して、人がデータや情報にアクセス可能となる電子装置を意味するために用いられる。したがって、「モバイル通信装置」には、携帯電話、より具体的にはスマートフォンタイプの携帯電話、携帯用コンピュータ、タブレット、携帯情報端末(PDA)等が含まれる。本明細書において、非制限的な例として、モバイル通信装置は、記載の様々な状況におけるスマートフォンである。「自動車」という用語は、不正確な言葉ではあるが、自動車が有する電子モジュールを表すように使用されるであろう。「借主」という用語は、車両をレンタルする又は借りようとしている、又は現にレンタルしている又は借りている人を意味するように用いられるであろう。本発明の文脈において、ユーザは、特にスマートフォンタイプのモバイル通信装置を必ず有していなければならない。

30

【背景技術】

【0003】

現在、ユーザは、スマートフォン等のモバイル通信装置を使用して、専用アプリケーション(専用アプリ)によるセキュリティが守られた信号交換プロセスに従うことで、車両の機能又はコマンドの実行を制御することができる。ここで言う機能又はコマンドとは、例えば、以下のコマンド、すなわち、車両の施錠/開錠、車両の始動、自動駐車等のうちの1つである。いくつかの適用例において、これらのコマンドのうちの1つを実行することができるように、モバイル装置に、車両の少なくとも1つのコマンドの実行を承認する識別キーを事前に格納されていなければならない。識別キーは、スマートフォンのセキュリティ要素、例えばそのSIMカードや他のセキュリティ要素に格納され得る。このようにして、スマートフォンを保持することにより、ユーザは、例えば、車両の開放可能な本体部のロックを開錠することができる。この目的のために、識別キーについてはスマートフォンに含まれるデータ、特に認証データが、当該スマートフォンと、車両の識別キーが有効であるか否かを決定する車両の電子モジュールとの間で交換される。有利な実施形態において、このようなデータ交換は、BLEプロトコルに従って実施される。

40

50

## 【 0 0 0 4 】

車両が複数のユーザによりシェアされている場合、一ユーザのスマートフォンに格納された識別キーは、ある構成において、一時的な識別キーである。すなわち、識別キーは限られた時間しか有効ではない。有効期間に関する情報は、有利には、一時識別キーを形成するコードに含まれる。レンタル用車両の場合、一時識別キーの有効期間は、車両の使用期間に一致する。一時識別キーは、ユーザが車両の使用に必要な全ての作業（予約、支払等）を実施した後に得られる。全ての場合において、識別キーは、例えば、BLEプロトコルだけでなく、NFC、Wi-Fi、又は、電子光学機器を介して、例えばコード（QR又はバーコード）の映像を撮影するスマートフォンのカメラにより、レンタルする車両の近傍に配置された自動端末からスマートフォンに転送され得る、或いはGSM方式のモバイル通信ネットワークを介して離れたサーバーからスマートフォンに送信され得る。

10

## 【 0 0 0 5 】

スマートフォンと自動車両との信号交換がBLEプロトコルに従って実施されるという文脈において、自動車両は、長期間、更には永久的にアダプタイジングモードに設定されている。アダプタイジングモードとは、車両が定期的にその存在を示唆することを目的としたメッセージを発信する、また場合により何らかの情報を伝達するBLEプロトコルのモードである。伝達される情報とは、例えば、専用アプリにより使用されるサービスが提供されるという表示である。

## 【 0 0 0 6 】

従来技術において、車両を事前にスマートフォンとペアリングさせることにより、車両が専用アプリを介してスマートフォンSPにより送信される指示を受信してこれを実行することができるようにしなくてはならない。

20

## 【 0 0 0 7 】

スマートフォンの方では、BLEプロトコルの「スキャン」モードに設定される。スキャンモードとは、BLEプロトコルに従って送信されるメッセージをリスニングできるようにするBLEプロトコルのモードである。このため、専用アプリは、アダプタイジングモードに設定された様々な車両により送信される全ての信号を読み出すことができる。特に、この信号は、専用アプリにより送信されるコマンドをスマートフォンが受信可能であることを示す。

## 【 0 0 0 8 】

したがって、専用アプリは、スマートフォンのBLE範囲内に位置する車両であって、スマートフォンにインストールされた専用アプリからのコマンドを受信可能であるとその公示フレームにおいて示唆している車両のリストを得るために使用され得る。しかしながら、スマートフォンのユーザは、この車両リストのうち1台又は場合により所定台数の車両しか使用する権利を有さない。ユーザが権利を有する車両のうちからどの車両を使用するかを決定するために、ユーザは当該車両を選択して、ペアリングコードと呼ばれる、該当車両に固有のコードを入力する。ペアリングコードは、ユーザが該当車両を使用する権利を授与されていることを条件として、事前にユーザに送信されている。ペアリングコードは、最も一般的には、ペアリングを目的として認証フェーズにおいてスマートフォンに入力されるコードである。別のプロセスにおいて、ペアリングコードは、NFCにより、又は（QRコードやバーコードを使用して）カメラを介してスマートフォンに受信され得る。スマートフォンと車両とはこうしてペアリングされる。当然ながら、車両に用意されたのではないコードであるペアリングコードをユーザが入力した場合、ペアリングは実施されない。

30

40

## 【 0 0 0 9 】

スマートフォンと車両とがペアリングされたら、スマートフォンと車両とは、セキュリティの守られた態様において、例えばリクエスト、チャレンジ、及び/又はレスポンスの形体の信号を交換し得る。これは、有利には、ペアリング操作中に、暗号化キーが車両とスマートフォンとの間で交換されており、交換された信号が暗号化可能、及び/又は復号化可能とされているからである。別の動作モードにおいて、車両は、スマートフォンが受

50

信したコマンドを、これら 2 つの機器が事前にペアリングされている場合のみ容認する。

【 0 0 1 0 】

スマートフォンと車両とのペアリングのメカニズムは、これら 2 つの機器の間で信号交換のセキュリティを守るという点で有利である。しかしながら、このメカニズムは、スマートフォンのユーザに以下を強いるという点で制約がある。

ユーザの専用アプリによりユーザに提供された車両リストの中から、ユーザが権利を有する車両を識別しなければならない。車両リストは、専用アプリからのコマンドを受信可能な、スマートフォンの近傍に位置する全ての車両から構成されているため、例えば、ユーザが車両のレンタル代理店にいる場合、リストは長大になり得る。この場合、ユーザが自身に意図された車両を識別することは容易ではない。

ユーザが権利を有する車両に関連付けられたペアリングコードを事前に入手しなければならない。このコードは、通常、第三者によりユーザに送信されていなければならない。ユーザは、コードを記憶し又は書き留め、権利を有する車両へのアクセスを獲得するまで保持しなければならない。

ユーザのスマートフォンにインストールされた専用アプリにペアリングコードを入力しなくてはならない。

【 0 0 1 1 】

ペアリングのメカニズムは、車両の使用状態に応じて複数回繰り返される場合があるため、更に制約が重くなる。

【 発明の概要 】

【 0 0 1 2 】

本発明は、上述の従来技術の欠点のいくつか又は全てを克服することを意図し、特に、スマートフォン等のモバイル通信装置と自動車との間の、BLE プロトコルにより交換される信号による自動認識のための方法を提案する。本認証方法は、最早ペアリングメカニズムを必要としないが、それにも拘わらず車両とモバイル機器との間の信号交換の最適なセキュリティを提供する。

【 0 0 1 3 】

この目的のために、本発明において、BLE プロトコルのアダプタイジングモードにある車両 V から発信された認証情報を備えたフレームであって、スマートフォン及びそのみで認識されるフレームが提案される。

【 0 0 1 4 】

したがって、本発明は、本質的に、モバイル電子装置と電子伝達モジュールを有する自動車との間の自動認識のための方法であって、前記モバイル電子装置と前記車両の電子モジュールは BLE プロトコルに従って動作可能であり、前記モバイル電子装置はスキャンモードにあるとともに前記車両はアダプタイジングモードにあり、前記方法は、

前記車両の前記電子モジュールにおいて、前記車両の識別データ要素を取得するステップと、

前記車両の前記識別データ要素を備える少なくとも 1 つのデータフレームを、前記車両の前記電子モジュールから前記モバイル電子装置に送信するステップと、

スキャンモードにある前記モバイル電子装置において、前記車両の前記識別データ要素を含む前記少なくとも 1 つのデータフレームを受信するステップと、

前記モバイル電子装置において、発信された前記識別データ要素が有効であることを検証し、次いで前記モバイル電子装置から前記車両の前記電子モジュールに接続リクエストを送信するステップと、を備えることを特徴とする方法、に関する。

【 0 0 1 5 】

先行する段落で述べた主要な特徴の他に、本発明による方法は、以下に記載の単独でもよく又は技術的に可能ならば組み合わせてもよい特徴の中から 1 つ以上の追加の特徴を有し得る。

前記車両の前記識別データ要素は、式： $PRA_i = M(ASSOC)R_i$  ここで  $R_i = Fc(Vidi, M, N)$ 、により記載され、

10

20

30

40

50

この式において、

MとNは、それぞれmビットとnビットである可変データ要素であり（m及びnは整数又はゼロ）、

Fcは、暗号化関数であり、

Vidiは、前記車両Viのシークレットコードであり、

ASSOCは、データを互いに関連付ける関数である。

$m = n = 0$ 、又は、 $m = 0$ 且つ $n = 0$ 、又は、 $m = 0$ 且つ $n = 0$ 、又は、 $m = 0$ 且つ $n = 0$ 。

前記モバイル電子装置は、それ自体で、式： $R'_{i} = Fc(Vidi, M, N)$ に従って暗号化制御コード $R'_{i}$ を演算する。

前記モバイル電子装置において発信された前記識別データ要素が有効であることを検証することからなるステップは、 $R_{i}$ と $R'_{i}$ との等価比較からなる。

前記車両の前記電子モジュールから前記モバイル電子装置に送信された前記データフレームの一部又は全部が、前記車両の動作を実施するために前記モバイル電子装置が応答すべきチャレンジとして使用される。

【0016】

本発明の他の特徴及び利点が、唯一の添付図面を参照しつつ以下の説明を熟読することにより明らかになるであろう。

【図面の簡単な説明】

【0017】

【図1】本発明による方法の例示的な実施形態において動作している種々の要素の概略図。

【発明を実施するための形態】

【0018】

本発明の非制限的な実施形態におけるプロセスを以下に述べる。第1フェーズにおいて、特定のサービスを提供する車両Viのセットについて（iは、1乃至nの間で変化し、nは車両の台数に一致する整数）、リモートサーバー101が、各車両Viに関する機密データセット103をデータベース102において有している。つまり、リモートサーバー101は、各車両Viに関して、該当する各車両Viに固有の第1シークレットコードVidiと、複数の仮想キーを生成するために使用されるであろう第2シークレットコードDiversifierKeyと、を有する。図示しない好適な別のモードにおいて、1つ以上の異なるDiversifierKeyコードが各Vidiと関連付けられる。DiversifierKeyは、Vidi及び/又はインクリメントデータ要素等の他のデータ要素に基づいて得られる。

【0019】

以下のフェーズにおいて、各車両Viに対する権利が定義されなくてはならない。各車両Viに関する権利は、スマートフォン等のモバイル通信装置SPを有する各将来のユーザ200について、以下のうちの1つ以上のデータ要素に関連付けられる。

各該当ユーザに関する承認使用期間Tsi。この使用期間は、例えば、1日目と2日目との間のインターバルにより、又は車両Viの使用開始日及び最大使用期間Dmaxにより定義され得る。

権利リストCmdRightsi。この権利リストCmdRightsiは、各該当ユーザが、そのモバイル装置SPの専用アプリ104を使用して、車両Viに対して実施する行為やコマンドを定義する。したがって、例えば、ユーザ200は、車両Viの全部又は一部（例えば所定回数）を開放する権利、車両Viを始動させる権利、車両Viを駐車する権利、特定の条件（例えば、速度制限、走行距離又は地理的領域）下において車両を使用する権利を有することが定義される。

【0020】

これらの権利を定義するために、通常車両の所有者である承認ユーザ201は、リモートサーバー101に、有利には、例えば承認ユーザ201が所有すべきパスワードを使用

10

20

30

40

50

して、セキュリティ通信105を介して接続する。こうして、所有者201は、各車両Viに対して、誰が承認ユーザとなり、どのような権利が各ユーザに関連付けられるかを決定する。この目的のために、所有者は、リモートサーバーに、各将来のユーザに関する前記権利を、各該当ユーザの識別子とともに通知する。有利には、ユーザの識別子は、ユーザの携帯電話番号PNiである。他の例において、識別子は、将来のユーザの携帯電話のIMEI番号か、又はSIMカードの識別番号(IMSIS番号)でもよい。

#### 【0021】

所有者201により入力された情報及び車両Viの第1シークレットコードVidiに基づいて、リモートサーバー101は、演算ユニット106を使用して、認定コードCredentia liを生成する。非制限的な実施形態において、認定コードCredentia liは、演算ユニット106により、上述のデータ(該当借主200の権利CmdRight sn、承認使用期間TSi、及び車両Viの第1シークレットコードVidi)を単純に連結することにより生成され得る。別のモードにおいて、Vidiは連結から外される。このようにして、認定コードCredentia liは、ユーザと、任意の車両と、ユーザが該当車両Viについて有する権利について固有となる。

10

#### 【0022】

一実施形態において、次いでリモートサーバー101は、車両Viの認定コードCredentia li及び第2シークレットコードDiversifierKeyに基づいて、第1暗号化モジュールにより、サイン、すなわち認証コードCredentia lMACiを生成する。認証コードCredentia lMACiは、認定コードCredentia liに関連付けられて、その後、当該認定コードCredentia liを認承するであろう。他の実施形態において、リモートサーバー101は、認証コードCredentia lMACiを、第2シークレットコードDiversifierKey及びコードVidiに基づいて生成する。この暗号化HMAC1は、例えば、英語の「Hashed Message Authentication Code」からHMACとして知られる暗号化方式であるか、「Advanced Encryption Standard」からAESとして知られる暗号化方式であり得る。認証コードCredentia lMACiは、ユーザ200が、認定コードCredentia liによりユーザに許可された権利にその行為が限定されていることを保証するためにも使用され得る。また、認証コードCredentia lMACiは、車両Viが、認定コードCredentia liに含まれる承認に関するユーザの意向を有効にすることを可能にする。

20

30

#### 【0023】

認定コードCredentia li及びそのサインCredentia lMACiがリモートサーバー101により作成されたら、それらは、コードVidiとともに、借主200のために特別に生成された仮想キーCredentia lMACiに関連付けられた借主200のスマートフォンSPのセキュリティエリア107に転送され格納される。スマートフォンのセキュリティエリア107は、例えば、スマートフォンに設けられたSIMカードや他のセキュリティ要素である。他の実施形態において、セキュリティエリア107は、仮想セキュリティ要素により表され得る。この格納操作は、セキュリティエリアにこのような書込み操作を行うことが許可されたオペレータによってのみ実施される。このエンティティはTSM(英語で「Trusted Service Manager」として公知である。仮想キーとそのサインの転送は、ユーザ200の電話番号PNnを使用することにより実施される。この電話番号PNnは、承認ユーザ201によりリモートサーバー101に伝達済である。

40

#### 【0024】

同時に、SIMカードの場合カードレットと呼ばれるソフトウェア要素が、ここでも承認オペレータTSMにより、セキュリティエリア107に格納される。カードレットソフトウェア要素は、セキュリティエリア107に格納された複数のコードと協働するように、特に専用アプリにより使用され得る特別なアプリである。これらのコードは、Credentia lMACi、Credentia li及びVidiであり、Credentia

50

a l M A C i 及び V i d i は特に開示されない。他のコードのうち、コード C r e d e n t i a l i については、専用アプリにより車両に送信されるであろう。プロセスのセキュリティはこうして補強される。これらの種々の要素がセキュリティエリア 107 に格納されたら、スマートフォン S P は、コマンドを車両 V i に対して専用アプリ 104 を介して発信することができる。

【0025】

この目的のために、本発明によれば、スマートフォン S P が、スマートフォン S P の所有者であるユーザ 200 が借り受けを承認された車両 V i を認識するプロセスが実施される。

【0026】

この認識プロセスの種々のステップを以下に詳述する。

定期的な繰り返される第 1 ステップにおいて、車両 V i 、すなわちより正確には、B L E プロトコルに従って動作可能であるとともにアドバタイジングモードに設定された車両 V i の電子モジュール 120 は、データフレーム T d を定期的な発信する。本発明によれば、データフレームは、第 1 例において、暗号化 F c により、車両 V i に固有の第 1 シークレットコード V i d i に基づいて演算された識別データ要素 R P A を備える。これは、 $R P A i = F c ( V i d i )$  と表される。

図示例に対応する第 2 例において、識別データ要素 R P A i は、ランダムデータ要素 R a n d と、暗号化関数を第 1 シークレットコード V i d i とランダムデータ要素 R a n d とに適用して得られた結果  $F c ( V i d i , R a n d )$  とを関連付ける又は連結すること ( A S S O C ) により得られる。これは、 $P R A i = R a n d ( A S S O C ) F c ( V i d i , R a n d )$  と表される。この第 2 例は、R A N D がある送信から次の送信に従って変化する、又は変化しないことにより、識別データ要素 R P A の値がある送信から次の送信に従って変化し得る、又は変化し得ないため、次の識別データ要素 R P A の値が何であるか推測不可能であるという点で有利である。

第 3 の例示的实施形態において、識別データ要素 R P A i は、暗号化関数 F c により、車両 V i に固有の第 1 シークレットコード V i d i 及び可変であるデータ要素 D A T A に基づいて得られる。これは、 $P R A i = F c ( V i d i , D A T A )$  と表される。D A T A の値は、車両 V i とスマートフォン S P にしかわからない。D A T A の値は、非制限的な例において、ルート値が公知である疑似乱数生成装置により、又は所定の増分カウンタにより、又はクロックにより提供され得る。この第 2 例は、D A T A の値がある送信から次の送信に従って変えられる、又は変えられないという事実の結果、識別データ要素 P R A の値が、ある送信から次の送信に従って変化し得る、又は変化し得ないため、次の識別データ要素 P R A の値が何であるか推測不可能であるという点で有利である。

第 4 の例示的实施形態において、識別データ要素 R P A i は、データ要素 D A T A ' と、暗号化関数を第 1 シークレットコード V i d i とデータ要素 D A T A ' 、D A T A " とに適用することにより得られた結果  $F c ( V i d i , D A T A ' , D A T A " )$  とを連結 ( A S S O C ) することにより得られる。D A T A ' の値は、車両 V i 及びスマートフォン S P にしかわからない。D A T A ' の値は、非制限的な例において、ルート値が公知である疑似乱数生成装置により、又は所定の増分カウンタにより、又はクロックにより提供され得る。

【0027】

要約すれば、全ての例示的な実施形態において、識別データ要素 P R A i は、式： $P R A i = M ( A S S O C ) R i$  ここで  $R i = F c ( V i d i , M , N )$  により表される。

この式において、M と N は、それぞれ m ビットと n ビットである可変データ要素である ( m 及び n は整数 ) 。

【0028】

したがって、

第 1 の例示的な実施形態は、 $m = n = 0$  のケースに対応する。

第 2 の例示的な実施形態は、 $n = 0$  且つ  $m = 0$  のケースに対応する。

10

20

30

40

50



第3の例示的な実施形態は、 $n = 0$  且つ  $m = 0$  のケースに対応する。

第4の例示的な実施形態は、 $n = 0$  且つ  $m = 0$  のケースに対応する。

第2ステップにおいて、スキャンモードにあるスマートフォンSPが、データフレームTd、ひいては識別データ要素RPAiを受信すると、スマートフォンSPは、それ自体で、暗号化チェックコードR'iを演算する。このチェック操作は、セキュリティエリア107において、車両Viに存在する暗号化関数と同一の暗号化関数Fcにより実施される。後者の暗号化関数は、この暗号化関数Fcを含むカードレットソフトウェア要素により、セキュリティエリア107に格納されている。R'iに対する式は以下である。

$$R' i = Fc (V i d i, M, N)$$

データ要素Mは、RPAiが送信された時に受信されており、データ要素NはスマートフォンSPにより入手されるデータ要素である。

10

#### 【0029】

スマートフォンSPが、使用が承認された以外の車両である車両Vi'から送信されたデータフレームTD'を受信した場合、暗号化チェックコードR'iを演算するために使用される第1シークレットコードVidiは、データフレームTD'(Ri = Fc(Vidi, M', N'))に対する暗号化コードRiとは異なる結果(R'i = Fc(Vidi, M', N))を出すであろう。

#### 【0030】

したがって、考察した第1例(RPAi = Fc(Vidi))において、セキュリティエリア107に認定Credentialiにより既に伝達されている第1シークレットコードVidiは、チェック用識別データ要素Riの演算を実施するためだけに使用される。したがって、R'i = Fc(Vidi)である。セキュリティ格納エリアに格納された第1シークレットコードVidiが、データフレームTDを発信した車両Viの第1シークレットコードVidiに等しい場合に限り、データ要素Riとチェック用データ要素R'iとは等しいであろう。スマートフォンSPが、レンタルが承認された車両以外の車両Vi'により送信されたデータフレームTD'を受信した場合、チェック用データ要素R'i = Fc(Vidi)を演算するのに使用された第1シークレットコードVidiは、データフレームTD'の識別データ要素Ri = Fc(Vidi')と異なる結果を出すであろう。

20

#### 【0031】

考察した第2例(RPAi = Rand . CONCAT Fc(Vidi, Rand))において、セキュリティエリアに認定Credentialiにより伝達された第1シークレットコードが使用される一方、他方において、車両ViからスマートフォンSPに発信されたデータフレームTdにおけるランダムデータ要素Randも使用される。チェック用識別データ要素RPA'iは、以下のように演算される。RPA'i = Fc(Vidi, Rand)。識別データ要素RPAiの一部Fc(Vidi, Rand)がチェック用データ要素RPA'iと比較される。図示例の場合のように、セキュリティ格納エリアに格納された第1シークレットコードがデータフレームTDを発信した車両Viの第1シークレットコードと同一の場合に限り、それらは等しいであろう。スマートフォンSPが、使用が承認された車両以外の車両Vi'により送信されたデータフレームTD'を受信した場合、チェック用データ要素Rpa'iを演算するのに使用された第1シークレットコードVidiは、データフレームTdにおいて発信された識別データ要素Rpaiの一部Fc(Vidi, Rand)と異なる結果を出すであろう。

30

40

#### 【0032】

第3及び第4の例示的な実施形態によれば、車両の識別データ要素RPAiを得ることを目的として、スマートフォンSPにおける後続のプロセスは、RPA'iを取得する第2の例示的な実施形態における後続のプロセスと同一である。したがって、セキュリティ格納エリアに格納された第1シークレットコードVidiがデータフレームTDを発信した車両Viの第1シークレットコードVidiと同一であり、且つスマートフォンSPが、(第3例において)データ要素DATA又は(第4例において)DATA'を含んで

50

いる場合に限り、識別データ要素  $RPA_i$  の  $Fc(Vidi, DATA)$  部分又は  $Fc(Vidi, DATA', DATA'')$  部分と、チェック用識別データ要素  $RPA'i$  とは等しいであろう。

【0033】

説明しない別の実施形態において、連結形体において事前に使用された関連付けは、難読化又は混合動作に代え得る。

【0034】

したがって、BLEプロトコルに従ってデータを交換可能な全ての車両をスキャンするようにスキャンモードに設定されることにより、スマートフォンSPは、ユーザ(すなわち当該スマートフォンのユーザ)が使用を承認された車両Viを認識するであろう。この認識が実施されると、スマートフォンSPは、接続リクエスト110を、有利には依然としてBLEプロトコルに従って、車両Viに送信する。

10

【0035】

この段階で、スマートフォンSPと車両Viとのデータ交換により、スマートフォンSPは承認を有する車両Viを識別することができるようになっており、これら2つの機器、すなわちスマートフォンSPと車両Viとは接続モードにある。

【0036】

下記のステップにより、車両ViはスマートフォンSPから送信されたコマンドを認証できなくてはならない。

【0037】

スマートフォンSPと車両Viとの接続が確立した後、所望のコマンド(施錠、開錠等)の実行ステップにおけるより強力な認証プロセスを確立することが好適である。なぜならば、スマートフォンSPと車両Viはペアリングされていないためである。すなわち、スマートフォンSPは、車両Viからのチャレンジに対するレスポンスを、そのコマンドリクエストに関連付けなければならない。

20

【0038】

第1実施形態において、一度接続が確立されると、車両Viによりチャレンジが送信される。スマートフォンSPは、これに特定のコマンド(施錠、開錠等)を送信することにより応答する。

【0039】

有利な実施形態において、車両により送信されるチャレンジは、RPaの送信中に作成される。スマートフォンSPは、このチャレンジを、送信されたRPaの全部又は一部に基づいて解釈し、上記のケースのように特定のコマンド(施錠、開錠等)を送信することにより、これに応答する。

30

【0040】

認証プロセスは以下に記載する。

最初に、ユーザが所望するコマンドCmd1d、例えば「車両を開放せよ」というコマンドが、セキュリティエリア107に存在する第2暗号化モジュールに送信される。HMAC方式の第2暗号化モジュールHMAC2は、車両Viにより発信された識別データ要素RPAiと、事前にセキュリティエリア107に格納された認定コードCredentiaलिに対応する単純化された認定コードCredentiaलिを受信する。セキュリティエリア107において、第1シークレットコードVidiに関する情報は削除されているためこの情報は開示され得ない。最後に、第2暗号化モジュールは、セキュリティエリア107に同じく格納されている、認定コードCredentiaलिのサインCredentiaलिMACiを受信する。

40

この情報に基づいて、第2暗号化モジュールは、第1検証コードMACを演算する。

検証コードMACが確立されたら、スマートフォンSPは、有利には依然としてBLEプロトコルに従って、特に、単純化された認定コードCredentiaलिと、所望のコマンドCmd1Dと、第1検証コードMACとを備えたコマンドRcに対するリクエスト111を車両Viに送信する。

50

車両  $V_i$  の方では、同じ演算を実施する。すなわち、単純化された認定コード  $Cred\ e\ n\ t\ i\ a\ l\ 'i$  と、第1シークレットコード  $V\ i\ d\ i$  と、第2シークレットコード  $D\ i\ v\ e\ r\ s\ i\ f\ i\ e\ r\ K\ e\ y$  とに基づいて、車両  $V_i$  は、認定コード  $Cred\ e\ n\ t\ i\ a\ l\ 'i$  の認証コード  $Cred\ e\ n\ t\ i\ a\ l\ M\ A\ C\ i$  を、車両  $V_i$  の電子モジュール120に同じく存在する第1暗号化モジュール  $H\ M\ A\ C\ 1$  により再演算する。サイン  $Cred\ e\ n\ t\ i\ a\ l\ M\ A\ C\ i$  は、こうして、セキュリティエリア107の暗号化モジュールと同一の第2暗号化モジュール  $H\ M\ A\ C\ 2$  に供給される。第2暗号化モジュールは、チェック用識別データ要素  $R\ P\ A\ i$  を、コマンドリクエスト  $R\ c$  と所望のコマンド  $C\ m\ d\ l\ D$  と単純化された認定コード  $Cred\ e\ n\ t\ i\ a\ l\ 'i$  とを介して受信し、これにより、第2検証コード  $M\ A\ C\ '$  を演算することができる。第1検証コード  $M\ A\ C$  と第2検証コード  $M\ A\ C\ '$  とが同一である場合、所望のコマンド  $C\ m\ d$  が権利リスト  $C\ m\ d\ R\ i\ g\ h\ t\ s\ i$  に実際にあり、且つ、これらの検証が実施された時点  $R\ e\ a\ l\ T\ i\ m\ e$  が実際に承認された使用期間  $T\ S\ i$  に該当するという条件として、所望のコマンド  $C\ m\ d$  は車両  $V_i$  により実行されるであろう。他の実施形態において、検証の順序は逆であってもよい。本方法は、 $Cred\ e\ n\ t\ i\ a\ l\ 'i$  及び  $C\ m\ d\ l\ D$  の情報を明瞭にテストし、そして、これらが有効である場合のみ、認証コード  $Cred\ e\ n\ t\ i\ a\ l\ M\ A\ C\ i$  及び  $M\ A\ C$  を検証してもよい。

10

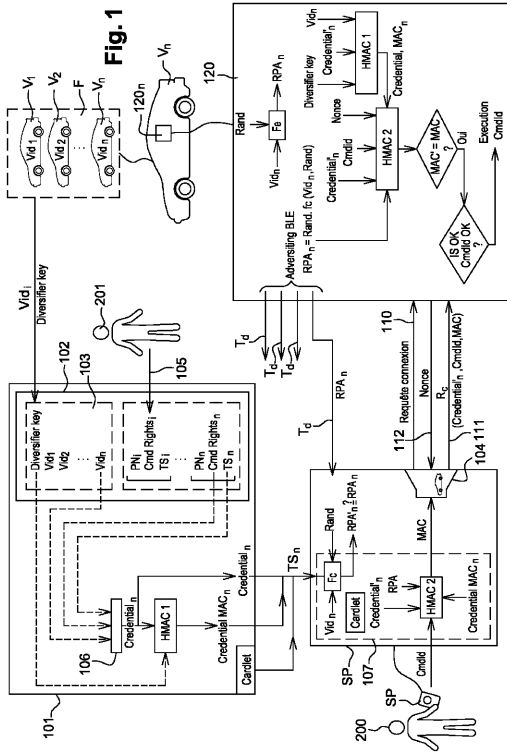
有利な実施形態において、車両  $V_i$  は、補助変数  $N\ o\ n\ c\ e$  をスマートフォン  $S\ P$  に、発信112において検証コード  $M\ A\ C$  の演算のために送信する。有利には、補助変数  $N\ o\ n\ c\ e$  は、一度だけ使用される値を取り、車両  $V_i$  による補助変数  $N\ o\ n\ c\ e$  の更なる送信は異なる値を取るであろう。補助変数  $N\ o\ n\ c\ e$  は、セキュリティ格納エリア107の第2暗号化モジュール  $H\ M\ A\ C\ 2$  により、検証コード  $M\ A\ C$  の演算において使用され、また、車両  $V_i$  の第2暗号化モジュール  $H\ M\ A\ C\ 2$  により第2検証コード  $M\ A\ C\ '$  の演算のために使用される。このようにして、更なるセキュリティが提供される。

20

#### 【0041】

本発明において、セキュリティが守られたデータ交換が、BLEプロトコルに従ってデータを交換するスマートフォンと車両との間で、全体としてシンプルなプロセスにより提供される。ユーザがペアリングコードを入力する必要はない。

【 図 1 】



## 【 国際調査報告 】

## INTERNATIONAL SEARCH REPORT

International application No PCT/FR2015/053717
---

<b>A. CLASSIFICATION OF SUBJECT MATTER</b> INV. H04W12/06 H04W12/08 H04L29/06 H04W12/04 G07C9/00 H04L9/32 B60R25/24 H04W4/00 H04L29/08 H04W4/04 ADD. According to International Patent Classification (IPC) or to both national classification and IPC		
<b>B. FIELDS SEARCHED</b> Minimum documentation searched (classification system followed by classification symbols) H04W H04L G07C B60R Documentation searched other than minimum documentation to the extent that such documents are included in the fields searched Electronic data base consulted during the international search (name of data base and, where practicable, search terms used) EPO-Internal, COMPENDEX, INSPEC, WPI Data		
<b>C. DOCUMENTS CONSIDERED TO BE RELEVANT</b>		
Category*	Citation of document, with indication, where appropriate, of the relevant passages	Relevant to claim No.
X	US 2014/169564 A1 (GAUTAMA NEERAJ R [CA] ET AL) 19 June 2014 (2014-06-19)	1-9
Y	paragraphs [0011], [0027], [0031] paragraphs [0035], [0037], [0039] paragraphs [0047], [0059], [0062] paragraph [0066] - paragraph [0071] paragraphs [0076], [0078], [0079] paragraph [0083] - paragraph [0085] paragraphs [0087], [0089], [0091] -----	10
X	US 2014/282974 A1 (MAHER DAVID P [US] ET AL) 18 September 2014 (2014-09-18) paragraph [0097] - paragraph [0106]; figure 6 paragraph [0145] - paragraph [0151]; figure 10 paragraph [0185] - paragraph [0189]; figures 16,17 ----- -/--	1-10
<input checked="" type="checkbox"/> Further documents are listed in the continuation of Box C. <input checked="" type="checkbox"/> See patent family annex.		
* Special categories of cited documents : "A" document defining the general state of the art which is not considered to be of particular relevance "E" earlier application or patent but published on or after the international filing date "L" document which may throw doubts on priority claim(s) or which is cited to establish the publication date of another citation or other special reason (as specified) "O" document referring to an oral disclosure, use, exhibition or other means "P" document published prior to the international filing date but later than the priority date claimed "T" later document published after the international filing date or priority date and not in conflict with the application but cited to understand the principle or theory underlying the invention "X" document of particular relevance; the claimed invention cannot be considered novel or cannot be considered to involve an inventive step when the document is taken alone "Y" document of particular relevance; the claimed invention cannot be considered to involve an inventive step when the document is combined with one or more other such documents, such combination being obvious to a person skilled in the art "&" document member of the same patent family		
Date of the actual completion of the international search		Date of mailing of the international search report
17 March 2016		30/03/2016
Name and mailing address of the ISA/ European Patent Office, P.B. 5818 Patentlaan 2 NL - 2280 HV Rijswijk Tel. (+31-70) 340-2040, Fax: (+31-70) 340-3016		Authorized officer  Losseau, Dominique

3

## INTERNATIONAL SEARCH REPORT

International application No PCT/FR2015/053717
---

C(Continuation). DOCUMENTS CONSIDERED TO BE RELEVANT		
Category*	Citation of document, with indication, where appropriate, of the relevant passages	Relevant to claim No.
X	US 2009/251279 A1 (SPANGENBERG PHILIPP PAUL [DE] ET AL) 8 October 2009 (2009-10-08)	1-9
Y	paragraph [0011] - paragraph [0016] paragraphs [0020], [0032], [0043] -----	10
Y	US 2014/188348 A1 (GAUTAMA NEERAJ R [CA] ET AL) 3 July 2014 (2014-07-03)	1-9
A	paragraph [0010] - paragraph [0011] paragraph [0015] - paragraph [0018] paragraphs [0029], [0030] paragraph [0041] - paragraph [0052]; figure 1A paragraph [0074] - paragraph [0085] paragraph [0107] - paragraph [0120] paragraph [0123] - paragraph [0135]; figures 4A, 4B -----	10
Y	WO 2008/063899 A2 (TOYOTA ENG & MFG NORTH AMERICA [US]; UNIV ILLINOIS [US]; LABERTEAUX KE) 29 May 2008 (2008-05-29) paragraph [0012] - paragraph [0016] paragraph [0028] - paragraph [0037] -----	1-8, 10
Y	FR 2 774 833 A1 (FRANCE TELECOM [FR]) 13 August 1999 (1999-08-13) page 3, line 22 - page 4, line 8 page 7, line 25 - page 8, line 13 page 12, line 1 - page 17, line 17; figure 1a page 17, line 23 - page 18, line 6; figure 1b page 18, line 20 - page 19, line 2 page 23, line 6 - page 24, line 17 page 24, line 23 - line 29; figure 1e page 25, line 27 - page 27, line 12 page 27, line 30 - page 29, line 6 page 30, line 9 - page 31, line 22; figure 1g page 32, line 25 - line 30; figure 2a page 33, line 20 - page 34, line 4; figure 2b -----	1-10
Y	Alfred Menezes ET AL: "Handbook of Applied Cryptography, Chap 10: Identification and Entity Authentication" In: "Handbook of Applied Cryptography; [CRC PRESS SERIES ON DISCRETE MATHEMATICS AND ITS APPLICATIONS]", 1 January 1997 (1997-01-01), CRC Press, XP055141231, pages 385-424, Chapitre 10.3;	10
A	page 397 - page 405 -----	2-9
	-/--	

**INTERNATIONAL SEARCH REPORT**

International application No  
PCT/FR2015/053717

C(Continuation). DOCUMENTS CONSIDERED TO BE RELEVANT		
Category*	Citation of document, with indication, where appropriate, of the relevant passages	Relevant to claim No.
A	US 7 366 677 B1 (LIU TE-KAI [US] ET AL) 29 April 2008 (2008-04-29) column 1, line 55 - column 2, line 3 column 3, line 60 - column 4, line 12 -----	1-10
A	EP 0 492 692 A2 (DELCO ELECTRONICS CORP [US]) 1 July 1992 (1992-07-01) column 2, lines 10-26, 51-56 column 3, line 11 - column 4, line 12 column 5, line 6 - line 18 column 5, line 30 - column 6, line 39 -----	1-10

**INTERNATIONAL SEARCH REPORT**

Information on patent family members

International application No

PCT/FR2015/053717

Patent document cited in search report		Publication date	Patent family member(s)	Publication date
US 2014169564	A1	19-06-2014	CN 103874061 A DE 102013225742 A1 US 2014169564 A1	18-06-2014 18-06-2014 19-06-2014
US 2014282974	A1	18-09-2014	CN 105378774 A EP 2973285 A1 US 2014282974 A1 WO 2014165284 A1	02-03-2016 20-01-2016 18-09-2014 09-10-2014
US 2009251279	A1	08-10-2009	EP 1910134 A2 ES 2423679 T3 US 2009251279 A1 WO 2007009453 A2	16-04-2008 23-09-2013 08-10-2009 25-01-2007
US 2014188348	A1	03-07-2014	CN 103905127 A DE 102013224330 A1 US 2014188348 A1	02-07-2014 03-07-2014 03-07-2014
WO 2008063899	A2	29-05-2008	US 2008235509 A1 WO 2008063899 A2	25-09-2008 29-05-2008
FR 2774833	A1	13-08-1999	AT 273541 T DE 69919331 D1 EP 1055203 A1 FR 2774833 A1 JP 2002502925 A WO 9940546 A1	15-08-2004 16-09-2004 29-11-2000 13-08-1999 29-01-2002 12-08-1999
US 7366677	B1	29-04-2008	NONE	
EP 0492692	A2	01-07-1992	AU 632721 B2 AU 8966491 A DE 69112191 D1 DE 69112191 T2 EP 0492692 A2 JP H086520 B2 JP H04302682 A US 5144667 A	07-01-1993 25-06-1992 21-09-1995 04-01-1996 01-07-1992 24-01-1996 26-10-1992 01-09-1992



## RAPPORT DE RECHERCHE INTERNATIONALE

Demande internationale n°

PCT/FR2015/053717

<b>A. CLASSEMENT DE L'OBJET DE LA DEMANDE</b>					
INV.	H04W12/06 H04L9/32	H04W12/08 B60R25/24	H04L29/06 H04W4/00	H04W12/04 H04L29/08	G07C9/00 H04W4/04
ADD.					
Selon la classification internationale des brevets (CIB) ou à la fois selon la classification nationale et la CIB					
<b>B. DOMAINES SUR LESQUELS LA RECHERCHE A PORTE</b>					
Documentation minimale consultée (système de classification suivi des symboles de classement) H04W H04L G07C B60R					
Documentation consultée autre que la documentation minimale dans la mesure où ces documents relèvent des domaines sur lesquels a porté la recherche					
Base de données électronique consultée au cours de la recherche internationale (nom de la base de données, et si cela est réalisable, termes de recherche utilisés) EPO-Internal, COMPENDEX, INSPEC, WPI Data					
<b>C. DOCUMENTS CONSIDERES COMME PERTINENTS</b>					
Catégorie*	Identification des documents cités, avec, le cas échéant, l'indication des passages pertinents			no. des revendications visées	
X	US 2014/169564 A1 (GAUTAMA NEERAJ R [CA] ET AL) 19 juin 2014 (2014-06-19)			1-9	
Y	alinéas [0011], [0027], [0031] alinéas [0035], [0037], [0039] alinéas [0047], [0059], [0062] alinéa [0066] - alinéa [0071] alinéas [0076], [0078], [0079] alinéa [0083] - alinéa [0085] alinéas [0087], [0089], [0091]			10	
X	US 2014/282974 A1 (MAHER DAVID P [US] ET AL) 18 septembre 2014 (2014-09-18) alinéa [0097] - alinéa [0106]; figure 6 alinéa [0145] - alinéa [0151]; figure 10 alinéa [0185] - alinéa [0189]; figures 16,17			1-10	
----- -/--					
<input checked="" type="checkbox"/> Voir la suite du cadre C pour la fin de la liste des documents		<input checked="" type="checkbox"/> Les documents de familles de brevets sont indiqués en annexe			
* Catégories spéciales de documents cités:					
*A* document définissant l'état général de la technique, non considéré comme particulièrement pertinent		*T* document ultérieur publié après la date de dépôt international ou la date de priorité et n'appartenant pas à l'état de la technique pertinent, mais cité pour comprendre le principe ou la théorie constituant la base de l'invention			
*E* document antérieur, mais publié à la date de dépôt international ou après cette date		*X* document particulièrement pertinent; l'invention revendiquée ne peut être considérée comme nouvelle ou comme impliquant une activité inventive par rapport au document considéré isolément			
*L* document pouvant jeter un doute sur une revendication de priorité ou cité pour déterminer la date de publication d'une autre citation ou pour une raison spéciale (telle qu'indiquée)		*Y* document particulièrement pertinent; l'invention revendiquée ne peut être considérée comme impliquant une activité inventive lorsque le document est associé à un ou plusieurs autres documents de même nature, cette combinaison étant évidente pour une personne du métier			
*O* document se référant à une divulgation orale, à un usage, à une exposition ou tous autres moyens		*Z* document qui fait partie de la même famille de brevets			
*P* document publié avant la date de dépôt international, mais postérieurement à la date de priorité revendiquée					
Date à laquelle la recherche internationale a été effectivement achevée			Date d'expédition du présent rapport de recherche internationale		
17 mars 2016			30/03/2016		
Nom et adresse postale de l'administration chargée de la recherche internationale Office Européen des Brevets, P.B. 5818 Patentlaan 2 NL - 2280 HV Rijswijk Tel. (+31-70) 340-2040, Fax: (+31-70) 340-3016			Fonctionnaire autorisé  Losseau, Dominique		

3

Formulaire PCT/ISA/210 (deuxième feuille) (avril 2005)

## RAPPORT DE RECHERCHE INTERNATIONALE

Demande internationale n°

PCT/FR2015/053717

C(suite). DOCUMENTS CONSIDERES COMME PERTINENTS		
Catégorie*	Identification des documents cités, avec, le cas échéant, l'indication des passages pertinents	no. des revendications visées
X	US 2009/251279 A1 (SPANGENBERG PHILIPP PAUL [DE] ET AL) 8 octobre 2009 (2009-10-08)	1-9
Y	alinéa [0011] - alinéa [0016] alinéas [0020], [0032], [0043] -----	10
Y	US 2014/188348 A1 (GAUTAMA NEERAJ R [CA] ET AL) 3 juillet 2014 (2014-07-03)	1-9
A	alinéa [0010] - alinéa [0011] alinéa [0015] - alinéa [0018] alinéas [0029], [0030] alinéa [0041] - alinéa [0052]; figure 1A alinéa [0074] - alinéa [0085] alinéa [0107] - alinéa [0120] alinéa [0123] - alinéa [0135]; figures 4A,4B -----	10
Y	WO 2008/063899 A2 (TOYOTA ENG & MFG NORTH AMERICA [US]; UNIV ILLINOIS [US]; LABERTEAUX KE) 29 mai 2008 (2008-05-29) alinéa [0012] - alinéa [0016] alinéa [0028] - alinéa [0037] -----	1-8,10
Y	FR 2 774 833 A1 (FRANCE TELECOM [FR]) 13 août 1999 (1999-08-13) page 3, ligne 22 - page 4, ligne 8 page 7, ligne 25 - page 8, ligne 13 page 12, ligne 1 - page 17, ligne 17; figure 1a page 17, ligne 23 - page 18, ligne 6; figure 1b page 18, ligne 20 - page 19, ligne 2 page 23, ligne 6 - page 24, ligne 17 page 24, ligne 23 - ligne 29; figure 1e page 25, ligne 27 - page 27, ligne 12 page 27, ligne 30 - page 29, ligne 6 page 30, ligne 9 - page 31, ligne 22; figure 1g page 32, ligne 25 - ligne 30; figure 2a page 33, ligne 20 - page 34, ligne 4; figure 2b -----	1-10
Y	Alfred Menezes ET AL: "Handbook of Applied Cryptography, Chap 10: Identification and Entity Authentication" In: "Handbook of Applied Cryptography; [CRC PRESS SERIES ON DISCRETE MATHEMATICS AND ITS APPLICATIONS]", 1 janvier 1997 (1997-01-01), CRC Press, XP055141231, pages 385-424, Chapitre 10.3;	10
A	page 397 - page 405 -----	2-9
	-/--	

3

## RAPPORT DE RECHERCHE INTERNATIONALE

Demande internationale n°

PCT/FR2015/053717

C(suite). DOCUMENTS CONSIDERES COMME PERTINENTS		
Catégorie*	Identification des documents cités, avec, le cas échéant, l'indication des passages pertinents	no. des revendications visées
A	US 7 366 677 B1 (LIU TE-KAI [US] ET AL) 29 avril 2008 (2008-04-29) colonne 1, ligne 55 - colonne 2, ligne 3 colonne 3, ligne 60 - colonne 4, ligne 12 -----	1-10
A	EP 0 492 692 A2 (DELCO ELECTRONICS CORP [US]) 1 juillet 1992 (1992-07-01) colonne 2, lignes 10-26, 51-56 colonne 3, ligne 11 - colonne 4, ligne 12 colonne 5, ligne 6 - ligne 18 colonne 5, ligne 30 - colonne 6, ligne 39 -----	1-10

**RAPPORT DE RECHERCHE INTERNATIONALE**

Renseignements relatifs aux membres de familles de brevets

Demande internationale n°

PCT/FR2015/053717

Document brevet cité au rapport de recherche		Date de publication	Membre(s) de la famille de brevet(s)	Date de publication
US 2014169564	A1	19-06-2014	CN 103874061 A DE 102013225742 A1 US 2014169564 A1	18-06-2014 18-06-2014 19-06-2014
US 2014282974	A1	18-09-2014	CN 105378774 A EP 2973285 A1 US 2014282974 A1 WO 2014165284 A1	02-03-2016 20-01-2016 18-09-2014 09-10-2014
US 2009251279	A1	08-10-2009	EP 1910134 A2 ES 2423679 T3 US 2009251279 A1 WO 2007009453 A2	16-04-2008 23-09-2013 08-10-2009 25-01-2007
US 2014188348	A1	03-07-2014	CN 103905127 A DE 102013224330 A1 US 2014188348 A1	02-07-2014 03-07-2014 03-07-2014
WO 2008063899	A2	29-05-2008	US 2008235509 A1 WO 2008063899 A2	25-09-2008 29-05-2008
FR 2774833	A1	13-08-1999	AT 273541 T DE 69919331 D1 EP 1055203 A1 FR 2774833 A1 JP 2002502925 A WO 9940546 A1	15-08-2004 16-09-2004 29-11-2000 13-08-1999 29-01-2002 12-08-1999
US 7366677	B1	29-04-2008	AUCUN	
EP 0492692	A2	01-07-1992	AU 632721 B2 AU 8966491 A DE 69112191 D1 DE 69112191 T2 EP 0492692 A2 JP H086520 B2 JP H04302682 A US 5144667 A	07-01-1993 25-06-1992 21-09-1995 04-01-1996 01-07-1992 24-01-1996 26-10-1992 01-09-1992

## フロントページの続き

(51) Int. Cl. F I テーマコード ( 参考 )  
**H 0 4 W 12/06 (2009.01) H 0 4 W 12/06**

(81) 指定国 AP(BW, GH, GM, KE, LR, LS, MW, MZ, NA, RW, SD, SL, ST, SZ, TZ, UG, ZM, ZW), EA(AM, AZ, BY, KG, KZ, RU, TJ, TM), EP(AL, AT, BE, BG, CH, CY, CZ, DE, DK, EE, ES, FI, FR, GB, GR, HR, HU, IE, IS, IT, LT, LU, LV, MC, MK, MT, NL, NO, PL, PT, RO, RS, SE, SI, SK, SM, TR), OA(BF, BJ, CF, CG, CI, CM, GA, GN, GQ, GW, KM, ML, MR, NE, SN, TD, TG), AE, AG, AL, AM, AO, AT, AU, AZ, BA, BB, BG, BH, BN, BR, BW, BY, BZ, CA, CH, CL, CN, CO, CR, CU, CZ, DE, DK, DM, DO, DZ, EC, EE, EG, ES, FI, GB, GD, GE, GH, GM, GT, HN, HR, HU, ID, IL, IN, IR, IS, JP, KE, KG, KN, KP, KR, KZ, LA, LC, LK, LR, LS, LU, LY, MA, MD, ME, MG, MK, MN, MW, MX, MY, MZ, NA, NG, NI, NO, NZ, OM, PA, PE, PG, PH, PL, PT, QA, RO, RS, RU, RW, SA, SC, SD, SE, SG, SK, SL, SM, ST, SV, SY, TH, TJ, TM, TN, TR, TT, TZ, UA, UG, US

( 特許庁注 : 以下のものは登録商標 )

- 1 . Q R コード
- 2 . ブルートゥース
- 3 . B L U E T O O T H

(74) 代理人 100105153

弁理士 朝倉 悟

(74) 代理人 100127465

弁理士 堀田 幸裕

(74) 代理人 100208188

弁理士 榎並 薫

(72) 発明者 ローラン、ペーテル

フランス国クレティユ、セデックス、リュ、オーギュスト、ペレ、76 - ゼッドイ、ウーロパルク、ケアオブ、ヴァレオ、コンフォート、アンド、ドライビング、アシスタンス

F ターム ( 参考 ) 5J104 AA08 KA03 NA02 NA11 NA38

5K067 AA15 AA34 BB03 DD17 DD23 EE02 EE25 EE35 HH22 HH36

## 【要約の続き】

タ要素 ( R P A i ) が有効であることを検証し、次いで前記モバイル電子装置 ( S P ) から前記車両 ( V i ) の前記電子モジュール ( 1 2 0 ) に接続リクエスト ( 1 1 0 ) を発信するステップと、  
 を備えることを特徴とする方法、に関する。